

○人吉市個人情報の保護に関する条例

平成14年3月27日
条例第1号

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 個人情報の収集及び届出(第6条—第8条)
- 第3章 個人情報の管理(第9条—第11条)
- 第4章 個人情報の利用及び提供(第12条—第14条)
- 第5章 個人情報の開示及び訂正等の請求等(第15条—第25条)
- 第6章 救済の手続(第26条—第28条)
- 第7章 事業者に対する施策等(第29条・第30条)
- 第8章 補則(第31条—第35条)
- 第9章 罰則(第36条—第39条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、個人情報の適正な取扱いについての基本的事項を定め、市が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する市民の権利を明らかにし、もって個人の権利利益の保護を図るとともに、公正で信頼される市政の一層の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 実施機関 市長(公営企業管理者の権限を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいう。
- (2) 個人情報 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、特定の個人を識別することができるものをいう。
- (3) 事業者 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)を除く。)及び事業を営む個人をいう。
- (4) 公文書 人吉市情報公開条例(平成13年人吉市条例第1号)第2条第2項に定める公文書をいう。
- (5) 電子計算組織 電子計算機及び関連機器を利用して、与えられた一連の処理手順に従い、情報の入力、蓄積、編集、加工、修正、更新、検索、消去、出力又はこれらに類する処理を行う電子機器の組織をいう。

(平20条例36・一部改正)

(実施機関等の責務)

第3条 実施機関は、個人情報を収集し、管理し、利用し、又は提供するにあたっては、個人の権利利益の保護を図るため、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。

2 実施機関の職員は、個人情報の保護の重要性を認識し、担当する事務に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱ってはならない。

3 実施機関の職員(特別職の職員を含む。以下同じ。)は、その職務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

(平20条例36・一部改正)

(事業者の責務)

第4条 事業者は、個人情報の保護の重要性を認識し、市が実施する個人情報の保護に関する施策に協力し、個人情報の取扱いに当たっては、適正を期し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報を適切に管理し、他人の個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

第2章 個人情報の収集及び届出

(収集の制限)

第6条 実施機関は、個人情報を収集するときは、個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)の目的を明確にし、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

2 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を収集してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)に定めがある場合又は個人情報取扱事務の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができないと実施機関が認める場合は、この限りでない。

- (1) 思想、信条及び信教等個人の内心の自由に関する事項
 - (2) 社会的差別の原因となるおそれのある事項
 - (3) 犯罪に関する事項
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が人吉市情報公開等審査会（以下「審査会」という。）の意見を聴いて個人の権利利益を侵害するおそれがあると認めた事項
- 3 実施機関は、個人情報を収集するときは、本人からこれを収集しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 本人の同意があるとき。
 - (2) 法令等に定めがあるとき。
 - (3) 出版、報道等により公にされているとき。
 - (4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
 - (5) 所在不明、精神上の障害による事理を弁識する能力の欠如等の事由により、本人から収集することができないとき。
 - (6) 爭訟、選考、指導、相談等の事務で本人から収集したのではその目的を達成し得ないと認められるとき、又は事務の性質上本人から収集したのでは事務の適正な執行に支障が生じると認められるとき。
 - (7) 国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人（以下「国等」という。）から収集することが事務の執行上やむを得ないと認められる場合又は第12条第1項各号のいずれかに該当する利用若しくは提供により収集する場合で、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が審査会の意見を聴いて公益上特に必要があると認めるとき。

（平20条例36・一部改正）

（個人情報取扱事務の届出）

- 第7条 実施機関は、個人情報取扱事務を開始しようとするときは、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。届け出た事項を変更しようとするときは、変更する事項についても同様とする。
- (1) 個人情報取扱事務の名称
 - (2) 個人情報を取り扱う組織の名称
 - (3) 個人情報取扱事務の目的
 - (4) 個人情報の記録項目
 - (5) 個人情報の対象者の範囲
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

- 2 前項の規定による届出は、実施機関の職員又は職員であった者に係る事務については、適用しない。
- 3 実施機関は、第1項の規定による届出に係る個人情報取扱事務を廃止したときは、規則で定めるところにより、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

（閲覧）

- 第8条 実施機関は、前条第1項又は第3項の規定による届出に係る事項に係る登録簿を作成し、一般的の閲覧に供しなければならない。

第3章 個人情報の管理

（適正な維持管理）

- 第9条 実施機関は、個人情報取扱事務を行うときは、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故の防止その他適正な管理のために必要な措置を講じ、個人情報の適正な維持管理に努めなければならない。
- 2 実施機関は、個人情報取扱事務の目的を達成するため、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。
- 3 実施機関は、保有の必要がなくなった個人情報については、速やかに消去し、又はこれを記録した公文書を廃棄しなければならない。ただし、歴史的、文化的又は学術的資料として特別に保有されるものについては、この限りでない。

（委託に伴う措置）

- 第10条 実施機関は、個人情報取扱事務を外部に委託しようとするときは、当該契約において、委託を受けた者（以下「受託者」という。）が個人情報の保護のために講ずべき措置を明らかにしなければならない。

（平20条例36・一部改正）

（受託者等の責務）

- 第11条 個人情報取扱事務の受託者は、個人情報の漏えい、滅失、改ざん、き損その他の事故の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 実施機関は、必要があると認めるときは、個人情報取扱事務の受託者に対し、前項に規定する措置の実施状況について報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。
- 3 個人情報取扱事務の受託者又は当該事務に従事している者若しくは従事していた者は、当該

事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

4 前3項の規定は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により同項の指定管理者に市の公の施設の管理を行わせる場合について準用する。

(平20条例4・平20条例36・一部改正)

第4章 個人情報の利用及び提供

(利用及び提供の制限)

第12条 実施機関は、収集した個人情報を当該個人情報取扱事務の目的を超えて、個人情報を当該実施機関の内部において利用(以下「目的外利用」という。)し、又は当該実施機関以外の者へ提供(以下「外部提供」という。)してはならない。ただし、当該個人情報の利用又は提供が次のいずれかに該当するときは、この限りでない。

(1) 本人の同意があるとき。

(2) 法令等に定めがあるとき。

(3) 出版、報道等により公にされているとき。

(4) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。

(5) 目的外利用をする場合又は外部提供する場合において、事務に必要な限度で当該個人情報を使用し、かつ、使用することに相当な理由があると認められるとき。

(6) 専ら学術研究又は統計の作成のために当該個人情報を使用する場合

(7) 前各号に掲げる場合のほか、審査会の意見を聴いたうえで、公益上の必要その他相当の理由があると実施機関が認めるとき。

2 実施機関は、前項各号に掲げる目的外利用又は外部提供をするときは、本人及び第三者の権利利益を不当に侵害するがないようにしなければならない。

3 実施機関は、外部提供をする場合は、外部提供を受ける者に対し、当該個人情報の使用目的若しくは使用方法の制限その他の必要な制限を付し、又はその適正な取扱いについて必要な措置を講じることを求めなければならない。

(電子計算組織への記録禁止)

第13条 実施機関は、次に掲げる事項に関する個人情報を電子計算組織に記録してはならない。

(1) 第6条第2項各号に掲げる事項

(2) 前号に掲げるもののほか、あらかじめ審査会の意見を聴いて、実施機関が電子計算組織に記録すべきではないと認めた事項

(オンライン結合による提供)

第14条 実施機関は、オンライン結合(通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算組織と実施機関以外のものが管理する電子計算組織とを結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが隨時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。)により、個人情報を実施機関以外のものへ提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、公益上の必要があり、かつ、個人の権利利益を侵害するおそれがないと認めるときに限り、オンライン結合により個人情報を提供することができる。この場合において、実施機関は、あらかじめ審査会の意見を聴かなければならない。その提供の内容を変更するときも、同様とする。

(平20条例36・全改)

第5章 個人情報の開示及び訂正等の請求等

(開示を請求できる者)

第15条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己に関する個人情報(第7条第2項に規定する事務に係るものを除く。以下同じ。)の開示の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。

2 未成年者又は成年被後見人の法定代理人(以下「法定代理人」という。)は、本人に代わって開示請求をすることができる。

(開示請求方法)

第16条 前条の規定に基づき開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した開示請求書を提出しなければならない。

(1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 開示請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 開示請求をしようとする者は、実施機関に対して、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

3 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求した者(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。

(開示義務)

第17条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報が次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかに該当する場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。

- (1) 法令等又は実施機関が法律上従う義務を有する主務大臣その他国の機関の明示の指示により、本人に開示することができないと認められる情報
- (2) 個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等に関する個人情報であって、開示することにより、当該又は同種の事務の目的の達成が著しく困難になるおそれがある情報
- (3) 捜査、取締り、調査、争訟等に関する個人情報であって、開示することにより、事務の適正な執行に支障が生じるおそれがある情報
- (4) 開示請求者以外の者に関する情報を含む個人情報であって、開示することにより当該開示請求者以外の者の正当な権利利益を害するおそれがある情報。ただし、次に掲げる情報を除く。
 - ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
 - イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報
 - ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分
- (5) 国等又は他の実施機関等との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報であって、開示することによりこれらのものとの協力関係又は信頼関係が損なわれるおそれがあると認められる情報
- (6) 未成年者の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することが当該未成年者の利益に反すると認められる情報
(平20条例36・一部改正)

(部分開示)

第18条 実施機関は、開示請求に係る個人情報に不開示情報とそれ以外の個人情報とがある場合において、これらの個人情報を容易に区分して除くことができ、かつ、区分して除くことにより当該開示請求の趣旨が損なわれることないと認めるときは、当該不開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

(個人情報の存否に関する情報)

第19条 開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する決定)

第20条 実施機関は、開示請求があった日から15日以内に、開示請求者に対して、開示請求に係る個人情報の全部若しくは一部を開示する旨の決定(以下「開示決定」という。)又は開示しない旨の決定(前条の規定により開示請求を拒否するとき及び開示請求に係る個人情報が記録された公文書を保有していないときを含む。)をしなければならない。ただし、第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

- 2 実施機関は、前項の決定(以下「開示決定等」という。)をしたときは、開示請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。
- 3 実施機関は、やむを得ない理由により、第1項に規定する期間内に開示決定等をすることができないときは、開示請求があった日から45日を限度としてその期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、速やかに延長後の期間及び延長の理由を開示請求者に書面により通知しなければならない。
- 4 実施機関は、第1項の規定により開示請求に係る個人情報の全部又は一部を開示しないときは、開示請求者に対し、第2項に規定する書面によりその理由を示さなければならない。この場合において、当該理由の提示は、開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する根拠が、当該書面の記載自体から理解され得るものでなければならない。
- 5 実施機関は、開示決定等をする場合において、当該決定に係る個人情報に当該実施機関以外の者との間における協議、協力等により作成し、又は取得した個人情報があるときは、あらかじめ、これらの者の意見を聞くことができる。
- 6 実施機関は、開示請求に係る個人情報に開示請求者以外の者に関する情報が含まれている場合は、開示決定等に先立ち、当該開示請求者以外の者に対し、開示請求に係る個人情報が記録された公文書の表示その他実施機関が定める事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。
- 7 実施機関は、前項の規定により意見書の提出の機会を与えられた開示請求者以外の者が当該個人情報の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示をする日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場

合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書(第26条及び第27条において「反対意見書」という。)を提出した者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示をする日を書面により通知しなければならない。

(開示の方法)

第21条 個人情報の開示は、実施機関が前条第2項の規定による通知書により指定する日時及び場所において行う。この場合において、開示請求者は、実施機関に対し、自己が当該開示請求に係る個人情報の本人又はその法定代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものを提出し、又は提示しなければならない。

2 個人情報の開示は、個人情報が記録された公文書の当該個人情報に係る部分につき、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等(ビデオテープ及び録音テープにあっては視聴に限る。)でその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則その他の規程で定める方法により行う。

3 前項の視聴又は閲覧の方法による公文書の開示にあっては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

(訂正、削除及び目的外利用等の中止の請求)

第22条 何人も、第20条第1項の規定による開示の決定を受けた自己の個人情報に事実の誤りがあると認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の訂正の請求をすることができる。

2 何人も、第20条第1項の規定による開示の決定を受けた自己の個人情報を第6条各項の規定に違反して収集したと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の削除の請求をすることができる。

3 何人も、第12条及び第13条の規定によらないで自己の個人情報が目的外利用等適正に取り扱っていないと認めるときは、実施機関に対し、当該個人情報の取扱いの中止の請求をすることができる。

4 第15条第2項の規定は、訂正、削除又は目的外利用等の中止(以下「訂正等」という。)の請求について準用する。

(訂正等の請求方法)

第23条 前条の規定に基づき訂正等の請求をしようとする者は、実施機関に対して、次に掲げる事項を記載した書面を提出しなければならない。

(1) 訂正等の請求をしようとする者の氏名及び住所

(2) 訂正等の請求をしようとする個人情報を特定するために必要な事項

(3) 訂正等を求める内容

(4) 前3号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項

2 訂正の請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実に合致することを証明する書類等を提出し、又は提示しなければならない。

3 第16条第2項及び第3項の規定は、訂正等の請求について準用する。

(訂正等の請求に対する決定)

第24条 実施機関は、訂正等の請求があった日から15日以内に、必要な調査を行い、訂正等の請求をした者(以下「訂正等請求者」という。)に対して、訂正等の請求に係る個人情報について、全部若しくは一部の訂正等をする旨又は訂正等をしない旨の決定をしなければならない。ただし、前条第3項において準用する第16条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 実施機関は、前項の規定による訂正等をする旨の決定をしたときは、当該訂正等の請求に係る個人情報について、訂正等をした上で、訂正等請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

3 実施機関は、第1項の規定による訂正等をしない旨の決定をしたときは、訂正等請求者に対し、遅滞なく書面によりその旨を通知しなければならない。

4 実施機関は、第1項の規定による訂正等をしない旨の決定をする場合は、前項の規定による通知書にその理由を付記しなければならない。

5 第20条第3項及び第5項の規定は、訂正等の請求に対する決定について準用する。

(費用負担)

第25条 開示請求に係る公文書の閲覧及び視聴の手数料は、無料とする。

2 開示請求に基づき、公文書の写しの交付を受ける者は、当該写しの作成及び送付に要する費用を負担しなければならない。

第6章 救済の手続

(不服申立てがあった場合の手続)

第26条 実施機関は、開示請求又は訂正等の請求に対する決定について、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定に基づく不服申立てがあったときは、次に掲げる場合を除き、審査会に諮問して、当該不服申立てについての決定又は裁決を行うものとする。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下する場合

(2) 当該不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第28条において同じ。)を取り消し、若しくは変更し、当該不服申立

てに係る個人情報の全部を開示するとき又は訂正等の決定(訂正等の請求に係る個人情報の全部の訂正、削除又は目的外利用等の中止をする旨の決定を除く。)を取り消し、若しくは変更し、当該不服申立てに係る個人情報の全部の訂正等をするとき。ただし、当該開示決定等について開示請求者以外の者から反対意見書が提出されている場合を除く。

- 2 実施機関は、審査会に対し、速やかに諮問をするよう努めなければならない。
(諮問をした旨の通知)

第27条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 不服申立人及び参加人
(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)又は訂正等請求者
(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した開示請求者以外の者(当該開示請求者以外の者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)
(開示請求者以外の者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第28条 第20条第7項の規定は、次のいずれかに該当する決定又は裁決をする場合について準用する。

- (1) 開示決定に対する開示請求者以外の者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定又は裁決
(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る個人情報を開示する旨の決定又は裁決(開示請求者以外の者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第7章 事業者に対する施策等

(事業者に対する個人情報の保護施策)

第29条 市長は、事業者が個人情報の保護のための措置を適切に講じることができるように、事業者に対する意識啓発その他必要な施策の推進に努めるものとする。

- 2 市長は、前項の施策を講じるにあたっては、事業者の自主的な努力を助長するものでなければならない。

(出資等法人への措置)

第30条 市が出資その他財政支出等を行う法人であって、規則で定めるもの(以下「出資等法人」という。)は、この条例の趣旨にのっとり当該出資等法人の保有する個人情報の保護を行うため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 2 実施機関は、出資等法人に対し、前項に定める必要な措置を講じるよう指導に努めるものとする。

第8章 補則

(他の法令等との調整等)

第31条 この条例は、他の法令等(人吉市情報公開条例を除く。)の定めるところにより、自己情報の開示、閲覧若しくは写しの交付を受けることができる旨の規定がある場合は、当該法令等の定めるところによる。

(適用除外)

第32条 この条例は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第3項に規定する公的統計を作成するために集められた個人情報については、適用しない。

- 2 この条例の規定は、図書館、資料館その他これらに類する施設において、不特定の者に供することを目的として保有されている個人情報については、適用しない。

(平20条例36・一部改正)

(国及び地方公共団体との協力)

第33条 市長は、個人に関する情報の保護を図るために必要があると認めるときは、他の地方公共団体及び関係機関との協力及び連携に努めるものとする。

(運用状況の公表)

第34条 市長は、毎年1回各実施機関の個人情報保護制度の運用状況を取りまとめ、公表するものとする。

(委任)

第35条 この条例の施行に関し必要な事項は、実施機関が定める。

第9章 罰則

(平20条例4・追加)

第36条 実施機関の職員若しくは職員であった者、個人情報取扱事務の受託者の業務に従事している者若しくは従事していた者又は指定管理者の管理する市の公の施設の管理業務に従事している者若しくは従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された公文書又は指定管理者が保有する文書(指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該指定管理者が行う公の施設の管理の業務に従事している者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているものをいう。以下同じ。)に記録された個人情報を含む情報の集合物であつて、一定の事務の目的を達成するために特定の公文書又は指定管理者が保有する文書に記録された個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その

全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

(平20条例4・追加、平20条例36・一部改正)

第37条 前条に規定する者が、その事務又は業務に関して知り得た公文書又は指定管理者が保有する文書に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平20条例4・追加)

第38条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(平20条例4・追加)

第39条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5万円以下の過料に処する。

(平20条例4・追加)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に行われている個人情報取扱事務の届出については、第7条第1項の規定中「個人情報取扱事務を開始しようとするときは」とあるのは、「現に行われている個人情報取扱事務については、この条例の施行後遅滞なく」と読み替えて、適用する。

(人吉市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例の廃止)

3 人吉市電子計算組織の運営に係る個人情報の保護に関する条例(平成6年人吉市条例第4号)は、廃止する。

附 則(平成20年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年条例第36号)

この条例は、平成21年1月1日から施行する。ただし、第32条第1項の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。